

公益社団法人福岡県社会福祉士会 正会員各位

第3回受付パブリックコメントの募集について(お願い)

前月の10月号通信でご案内のとおり、本会は支部化と代議員制度導入にむけて、定款の改正案を含め連動する諸規程の制定など、法人組織の改編とその制度設計のための検討を進めております。支部化については定款の改正は必要がないので、並行して検討を進めます。ここでは代議員制に絞ってご案内します。つきましては、まず会員の皆さまに現在検討中の下記規程整備内容案をご覧ください、パブリックコメントを募集いたします。できるだけ多くの方からご意見をお寄せいただきたくご協力お願い申し上げます。

なお、今回はまず社員総会での承認を必要とするもの3種類だけご覧いただきます。次回の12月号では理事会での承認を必要とする諸規程3種類をご覧いただく予定です。

目次

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 定款の改正 (案) | P 2 |
| 2 代議員総会運営規則 (案) | P 23 |
| 3 役員及び代議員選出規則 (案) | P 29 |

■パブリックコメント(ご意見)の応募方法

右記QRコードからお寄せ下さい



■ご意見受付締切 11月20日(木) 12:00 まで

【お問合せ先】

公益社団法人福岡県社会福祉士会 事務局 辻
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12 アイビークートⅢビル5F
TEL 092-483-2944 FAX 092-483-3037
E-mail info@facsw.or.jp

公益社団法人福岡県社会福祉士会 定款の改正

【改正の目的・趣旨】

- 公益社団法人が代議員制度を採用するときは、定款にその骨子を定めなければならないので、定款の改正が必要になりました。
- なお、定款に記載すべき内容は内閣府のモデル定款の記載内容に従って記載する必要があり、本会の実情を踏まえ極力それにならって作成しています。

【改正する内容の骨子】

- ① 現定款に、代議員制度の骨格となる基本的事項を追記する。(第3章)
※代議員選出についての細目事項は理事会が別に定める規程に委任する。
- ② 代議員制度導入に伴い、用語を変更し統一する。(社員総会→代議員総会)
- ③ 軽微な修正(書き換え)を行う。
※上記①を新たに挿入したため、それ以降の条の番号を順に繰り下げている。
- ④ この改正を機に、一部条項を追記(第2条第2項)する他、公益法人会計基準の改正に伴い用語などを修正(新第56条第1項)している。

【特記事項】

- この定款改正案作成に当たり、他県の公益社団法人社会福祉士会で唯一代議員制度を導入している、(公社)神奈川県社会福祉士会から、定款ならびに代議員の選出に関する諸規程をご提供いただき、参考にさせていただきました。なお、他県ではもう一社(一社)千葉県社会福祉士会でも代議員制度を導入していますが、一般社団法人ということで参考にとどめている。

公益社団法人福岡県社会福祉士会定款 改正案

現	新
<p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更なし</p>
<p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。</p>	<p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。 <u>2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。</u></p>
<p>(目的) 第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする福岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって福岡県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする福岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって福岡県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更なし</p>
<p>(公益目的事業) 第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 社会福祉の援助、権利擁護を必要とする福岡県民への相談援助事業 (2) 福岡県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業 (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する研修事業 (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業 (5) 福祉サービス第三者評価及び指定調査機関に関する事業 (6) 社会福祉士等の福祉関連資格取得の支援に関する事業 (7) その他公益目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(公益目的事業) 第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 社会福祉の援助、権利擁護を必要とする福岡県民への相談援助事業 (2) 福岡県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業 (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する研修事業 (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業 (5) 福祉サービス第三者評価及び指定調査機関に関する事業 (6) 社会福祉士等の福祉関連資格取得の支援に関する事業 (7) その他公益目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更なし</p>
<p>(その他の事業) 第5条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行う。 (1) 社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業 (2) その他前号に定める事業に関連する事業</p>	<p>(その他の事業) 第5条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行う。 (1) 社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業 (2) その他前号に定める事業に関連する事業</p> <p style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更なし</p>

<p>(事業年度)</p> <p>第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>
<p>(規律)</p> <p>第7条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本士会」という。）が定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範（以下「倫理綱領及び行動規範」という。）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。</p> <p>2 本会の会員は、倫理綱領及び行動規範を遵守し、強き責任感をもって誠実にその職務を行い、職務の内外を問わず、高き品位を保たなければならない。</p>	<p>(規律)</p> <p>第7条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本士会」という。）が定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範（以下「倫理綱領及び行動規範」という。）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。</p> <p>2 本会の会員は、倫理綱領及び行動規範を遵守し、強き責任感をもって誠実にその職務を行い、職務の内外を問わず、高き品位を保たなければならない。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>
<p>第2章 会 員</p> <p>(種別)</p> <p>第8条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会したもの</p> <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体</p> <p>(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの</p> <p>(4) 準会員 次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの</p> <p>(ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者</p> <p>(イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者</p> <p>(ウ) その他、入会が適当と認められる者</p>	<p>第2章 会 員</p> <p>(種別)</p> <p>第8条 本会の会員は、次の4種とする。</p> <p>(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会したもの</p> <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体</p> <p>(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの</p> <p>(4) 準会員 次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの</p> <p>(ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者</p> <p>(イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者</p> <p>(ウ) その他、入会が適当と認められる者</p>

	<p style="text-align: right;">追加</p> <p>(正会員の権利)</p> <p>第8条の2 正会員は、次の各号について権利を有する。</p> <p>(1) 正会員から代議員総会に出席する代議員を選出すること。</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使すること。</p> <p>ア 「一般社団・財団法人法」第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</p> <p>イ 「一般社団・財団法人法」第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</p> <p>ウ 「一般社団・財団法人法」第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</p> <p>エ 「一般社団・財団法人法」第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）</p> <p>オ 「一般社団・財団法人法」第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）</p> <p>カ 「一般社団・財団法人法」第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</p> <p>キ 「一般社団・財団法人法」第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</p> <p>ク 「一般社団・財団法人法」第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</p>
<p>(入会)</p> <p>第9条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。</p> <p>2 入会は、<u>社員総会</u>が別に定める入会及び退会規則（以下「入会及び退会規則」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。</p>	<p>(入会)</p> <p>第9条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。</p> <p>2 入会は、<u>代議員総会</u>が別に定める入会及び退会規則（以下「入会及び退会規則」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。</p>
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、<u>社員総会</u>において定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 正会員に対する会費等の減免は、会費に関する規則に基づいて、これを行うものとする。</p> <p>3 賛助会員は、会費に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>4 前3項の会費等及び賛助会費については、その5%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、<u>代議員総会</u>において定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 正会員に対する会費等の減免は、会費に関する規則に基づいて、これを行うものとする。</p> <p>3 賛助会員は、会費に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>4 前3項の会費等及び賛助会費については、その5%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。</p>

<p>(会員の資格喪失) 第11条 会員が次の各号（賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。 (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (5) 法第33条の規定により、登録を消除されたとき。 (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。 (7) 除名されたとき。 (8) 総正会員の同意があつたとき。</p>	<p>(会員の資格喪失) 第11条 会員が次の各号（賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。 (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。 (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (5) 法第33条の規定により、登録を消除されたとき。 (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。 (7) 除名されたとき。 (8) 総正会員の同意があつたとき。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>
<p>(退会) 第12条 正会員及び賛助会員ならびに準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。 2 前項の規定にかかわらず、別に定める「正会員の懲戒に関する規則（規則第6号）」による苦情申立がなされた正会員については、処分の有無等が確定するまで退会届を留保し、本会正会員である資格は維持される。</p>	<p>(退会) 第12条 正会員及び賛助会員ならびに準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。 2 前項の規定にかかわらず、別に定める「正会員の懲戒に関する規則（規則第6号）」による苦情申立がなされた正会員については、処分の有無等が確定するまで退会届を留保し、本会正会員である資格は維持される。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>
<p>(正会員に対する懲戒処分) 第13条 <u>本会は、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) 本会の定款又は倫理綱領及び行動規範に違反したとき。 (2) 本会又は日本士会の名誉・信用を傷つけ、若しくはその目的に反する行為をしたとき。 (3) その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたとき。 2 前項により除名が決議されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。 3 <u>第1項の場合、本会は、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による議決に基づき、厚生労働大臣に対してその正会員の社会福祉士登録の取消し又は名称の使用の停止の意見具申を決議することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u> 4 前項により厚生労働省に対する社会福祉士登録取消し又は名称の使用の停止の意見具申が議決されたときは、その正会員に対し、通知する。</p>	<p>(正会員に対する懲戒処分) 第13条 <u>本会は、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) 本会の定款又は倫理綱領及び行動規範に違反したとき。 (2) 本会又は日本士会の名誉・信用を傷つけ、若しくはその目的に反する行為をしたとき。 (3) その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたとき。 2 前項により除名が決議されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。 3 <u>第1項の場合、本会は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、厚生労働大臣に対してその正会員の社会福祉士登録の取消し又は名称の使用の停止の意見具申を決議することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u> 4 前項により厚生労働省に対する社会福祉士登録取消し又は名称の使用の停止の意見具申が議決されたときは、その正会員に対し、通知する。</p>

9

<p>5 本会は、正会員が第1項各号のいずれかに該当し、その程度が同項に至らない場合には、理事会の議決に基づき、戒告又は嚴重注意の懲戒処分をすることができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>6 前項により戒告又は嚴重注意が議決されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。</p> <p>7 正会員に対する除名、戒告又は嚴重注意の懲戒処分の手続については、本条に定めるもののほか、別に定める規程によるものとする。</p> <p>8 本会は、正会員が懲戒処分を受けたときは、別に定める規程に基づき、その旨を公表することができる。</p> <p>9 本会は、別に定める規程に基づき、正会員の懲戒処分の履歴を開示することができる。</p>	<p>5 本会は、正会員が第1項各号のいずれかに該当し、その程度が同項に至らない場合には、理事会の議決に基づき、戒告又は嚴重注意の懲戒処分をすることができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>6 前項により戒告又は嚴重注意が議決されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。</p> <p>7 正会員に対する除名、戒告又は嚴重注意の懲戒処分の手続については、本条に定めるもののほか、別に定める規程によるものとする。</p> <p>8 本会は、正会員が懲戒処分を受けたときは、別に定める規程に基づき、その旨を公表することができる。</p> <p>9 本会は、別に定める規程に基づき、正会員の懲戒処分の履歴を開示することができる。</p>
<p>(正会員以外の会員の除名)</p> <p><u>第13条の2 本会は、賛助会員、名誉会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) 本会の定款に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他正当な事由があるとき。</p> <p>2 前項により除名が議決されたときは、本会は、その会員に対し、通知する。</p>	<p>(正会員以外の会員の除名)</p> <p><u>第13条の2 本会は、賛助会員、名誉会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) 本会の定款に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他正当な事由があるとき。</p> <p>2 前項により除名が議決されたときは、本会は、その会員に対し、通知する。</p>
<p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p>2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>	<p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p>2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>
	<p>第3章 代議員</p> <p style="text-align: right;">追加</p> <p>(代議員)</p> <p>第15条 本会は、正会員の中から選出された代議員をもって「一般社団・財団法人法」上の社員とする。</p> <p>2 代議員は、正会員の中から概ね正会員50人に1人の割合をもって選出されるものとする。(端数の取扱いについては理事会で定める。)</p> <p>3 代議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>

変更なし

(職務)

第16条 代議員は、正会員の意向を本会の運営に反映することを目的とし、代議員総会に出席して審議及び議決を行う。

2 代議員は、正会員の意向を反映できるよう努めるとともに、必要に応じ本会の活動に参加する。

(選出)

第17条 本会は、総正会員の中から、代議員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。その候補者名簿より、代議員及び予備代議員を選出する。

2 前項の候補者名簿作成において、正会員は等しく名簿に登録される。ただし理事及び監事は、候補者名簿に登録することができない。

3 代議員は、2年に1度、改選の前年の6月1日付で確定した候補者名簿から、次項の代議員選挙により改選年の5月までに選出する。

4 本会は、所属する正会員の中から、本会に所属する正会員による民主的な手続きによって代議員を選出する。

5 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙区割り、選挙方法、選挙区分毎の定数等の細目規定については、理事会において別に定める。

6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

7 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

8 代議員が欠けた場合又は代議員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員が代議員になった場合の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨当該特定の予備代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の予備代議員として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

10 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。

(任期)

第18条 代議員の任期は、選任後、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（「一般社団・財団法人法」第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（「一般社団・財団法人法」第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任及び解任（「一般社団・財団法人法」第63条及び第70条）並びに定款変更（「一般社団・財団法人法」第146条）についての議決権を有しないこととする。

(代議員の資格喪失)

第19条 代議員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名又は解任されたとき。
- (5) 総代議員が同意したとき。

(辞任)

第20条 代議員が本会を退会するとき、本会理事に立候補するとき、その他やむを得ない事情があるときは、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は理事立候補届受理日以前に行われなければならない。

(解任)

第21条 代議員が、次の各号の一に該当するときは、代議員総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その代議員に対し、当該代議員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ代議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他代議員としてふさわしくない行為が認められたとき。

<p>第3章 社員総会</p> <p>(構成)</p> <p>第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2 <u>社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</u></p>	<p>第4章 代議員総会</p> <p>(構成等)</p> <p>第22条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。</p> <p>2 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。</p> <p>3 <u>第1項の代議員をもって構成する代議員総会をもって「一般社団・財団法人法」上の社員総会とする。</u></p>
<p>(権限)</p> <p>第16条 社員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。</p> <p>(1) 役員を選任及び解任</p> <p>(2) 役員報酬等の額の決定又はその規程</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認</p> <p>(5) 入会の基準ならびに会費等及び賛助会費の金額</p> <p>(6) 会員の除名</p> <p>(7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲受け</p> <p>(8) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分</p> <p>(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p><u>(10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。</u></p>	<p>(権限)</p> <p>第23条 代議員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。</p> <p>(1) 役員を選任及び解任</p> <p>(2) 役員報酬等の額の決定又はその規程</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認</p> <p>(5) 入会の基準ならびに会費等及び賛助会費の金額</p> <p>(6) 会員の除名</p> <p>(7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲受け</p> <p>(8) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分</p> <p>(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p><u>(10) 不可欠特定財産の処分の承認</u></p> <p><u>(11) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、個々の代議員総会においては、第25条第3項の書面に記載した代議員総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。</u></p>

<p>(種類及び開催) 第17条 本会の社員総会は、<u>定時社員総会及び臨時社員総会</u>の2種とする。 2 <u>定時社員総会</u>は、毎年1回6月に開催する。 3 <u>臨時社員総会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。 (2) 議決権の10分の1以上を有する正社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</p>	<p>(種類及び開催) 第24条 本会の代議員総会は、<u>定時代議員総会及び臨時代議員総会</u>の2種とする。 2 <u>定時代議員総会</u>は、毎年1回6月に開催する。 3 <u>臨時代議員総会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。 (2) <u>総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</u> (3) <u>総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</u></p>
<p>(招集) 第18条 <u>社員総会</u>は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を<u>社員総会の日とする臨時社員総会</u>の招集の通知を発しなければならない。 3 <u>社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。</u></p>	<p>(招集) 第25条 <u>代議員総会</u>は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を<u>代議員総会の日とする臨時代議員総会</u>の招集の通知を発しなければならない。 3 <u>代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。</u></p>
<p>(議長) 第19条 <u>社員総会の議長は、会長がこれに当たる。</u></p>	<p>(議長) 第26条 <u>代議員総会の議長は、その代議員総会において、出席代議員の中から選出する。</u></p>
<p>(定足数) 第20条 <u>社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。</u></p>	<p>(定足数) 第27条 <u>代議員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する者の出席がなければ開催することができない。</u></p>
<p>(決議) 第21条 <u>社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。</u></p>	<p>(決議) 第28条 <u>代議員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。</u></p>

<p>(書面議決等)</p> <p>第22条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(書面議決等)</p> <p>第29条 代議員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 第27条及び第28条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。</p> <p>3 理事又は代議員が、代議員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(報告の省略)</p> <p>第23条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。</p>	<p>(報告の省略)</p> <p>第30条 理事が代議員の全員に対し代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員総会への報告があったものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第30条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長及び代表理事(会長)は、前項の議事録に記名押印するものとする。</p>
<p>(社員総会運営規則)</p> <p>第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。</p>	<p>(代議員総会運営規則)</p> <p>第31条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総会において定める代議員総会運営規則による。</p>
<p>第4章 役員等及び理事会</p> <p>第1節 役員等</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第26条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以上20人以内</p> <p>(2) 監事 2人以上3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を代表理事とし、その他17人以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。</p>	<p>第5章 役員等及び理事会</p> <p>第1節 役員等</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第32条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以上20人以内</p> <p>(2) 監事 2人以上3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を代表理事とし、その他17人以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。</p>

<p>(選任等)</p> <p>第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。</p> <p>3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。</p> <p>4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、常務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、常務理事は2名以内とする。</p> <p>5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(選任等)</p> <p>第33条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。</p> <p>3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。</p> <p>4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、常務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、常務理事は2名以内とする。</p> <p>5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。</p>
<p>(理事の職務・権限)</p> <p>第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。</p> <p>4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。</p> <p>6 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の状況を3ヶ月に1回以上、理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務・権限)</p> <p>第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。</p> <p>4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。</p> <p>6 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の状況を3ヶ月に1回以上、理事会に報告しなければならない。</p>
<p>(監事の職務・権限)</p> <p>第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。</p> <p>(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。</p>	<p>(監事の職務・権限)</p> <p>第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。</p> <p>(3) 代議員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会及び理事会に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。</p>

<p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。</p> <p>(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。</p>	<p>(6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員総会に報告すること。</p> <p>(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。</p> <p>(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。</p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、連続して4期を超えない範囲で、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、連続して2期を超えない範囲で、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。</p> <p>4 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、<u>辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、連続して4期を超えない範囲で、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、連続して2期を超えない範囲で、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。</p> <p>4 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、<u>辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p>
<p>(解任)</p> <p>第31条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による決議に基づき、行わなければならない。</p>	<p>(解任)</p> <p>第37条 役員は、いつでも代議員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、行わなければならない。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第32条 常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>2 役員には、その職務にかかる報酬ならびにその職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、<u>社員総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規則による。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>2 役員には、その職務にかかる報酬ならびにその職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、<u>代議員総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規則による。</u></p>

<p>(取引の制限)</p> <p>第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引</p> <p>(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会の組織及び運営に関する規程によるものとする。</p>	<p>(取引の制限)</p> <p>第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引</p> <p>(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会の組織及び運営に関する規程によるものとする。</p>
	<p>(責任の免除)</p> <p>第40条 総代議員の同意がなければ、理事及び監事がその任務を怠ったとき、本会に対しこれによって生じた損害の賠償責任は免除しない。</p> <div style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px;">追加</div>
<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第34条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、正会員以外の者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。</p> <p>3 相談役は、本会役員経験者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。</p> <p>4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第41条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、正会員以外の者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。</p> <p>3 相談役は、本会役員経験者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。</p> <p>4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>
<p>(顧問及び相談役の職務)</p> <p>第35条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>(顧問及び相談役の職務)</p> <p>第42条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。</p>
<p>第2節 理事会</p> <p>(設置)</p> <p>第36条 本会に理事会を設置する。</p> <p>2 理事会は、すべての理事で組織する。</p>	<p>第2節 理事会</p> <p>(設置)</p> <p>第43条 本会は、すべての理事で組織する理事会を設置する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第37条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 諸規程の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定</p> <p>(4) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職</p>	<p>(権限)</p> <p>第44条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 諸規程の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定</p> <p>(4) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職</p>

<p>2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) <u>多額の借財</u></p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5) 内部管理体制の整備</p>	<p>2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) <u>借財</u></p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5) 内部管理体制の整備</p>
<p>(種類及び開催)</p> <p>第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4) <u>第29条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</u></p>	<p>(種類及び開催)</p> <p>第45条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4) <u>第35条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</u></p>
<p>(招集)</p> <p>第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第46条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>
<p>(議長)</p> <p>第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第47条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>

<p>(定足数) 第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p>	<p>(定足数) 第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p>
<p>(決議) 第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(決議) 第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(決議の省略) 第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>	<p>(決議の省略) 第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>
<p>(報告の省略) 第44条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。</p>	<p>(報告の省略) 第51条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、<u>第34条第6項の報告についてはこの限りではない。</u></p>
<p>(議事録) 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。</p>
<p>(理事会運営規程) 第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。</p>	<p>(理事会運営規程) 第53条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。</p>
<p>第5章 財産及び会計</p> <p>(財産の管理・運用) 第47条 本会の財産の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。</p>	<p>第6章 財産及び会計</p> <p>(財産の管理・運用) 第54条 本会の財産の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。</p>

<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第48条 本会の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第55条 本会の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の代議員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに福岡県知事に提出しなければならない。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会で承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に福岡県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 本会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時代議員総会で承認を得るものとする。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表及びその附属明細書 (4) 損益計算書（活動計算書）及びその附属明細書 (5) 財産目録</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に福岡県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 本会は、第1項の定時代議員総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより、第1項各号の書類を公告するものとする。</p> <p>4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第50条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第4項5号の書類に記載するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第57条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第4項5号の書類に記載するものとする。</p>

<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け) 第51条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による決議に基づき、行われなければならない。 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。</p>	<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け) 第58条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、代議員総会において、総代議員の議決権の2分の1以上の議決を経なければならない。 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。</p>
<p>(会計原則等) 第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行にしたがうものとする。 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(会計原則等) 第59条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。</p>
<p>第6章 定款の変更、合併及び解散等</p> <p>(定款の変更) 第53条 この定款は、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による決議に基づき、変更することができる。 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第7章 定款の変更、合併及び解散等</p> <p>(定款の変更) 第60条 この定款は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、変更することができる。 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。</p>
<p>(合併等) 第54条 本会は、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による決議に基づき、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を福岡県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(合併等) 第61条 本会は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を福岡県知事に届け出なければならない。</p>
<p>(解散) 第55条 本会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の賛成による決議に基づき、解散することができる。</p>	<p>(解散) 第62条 本会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、解散することができる。</p>

<p>(公益目的取得財産残額の贈与)</p> <p>第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の贈与)</p> <p>第63条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除いて、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>(残余財産の処分)</p> <p>第57条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p>第64条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは「公益認定法」第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>第7章 委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>第58条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。</p> <p>3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第8章 委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>第65条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。</p> <p>3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
<p>第8章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。</p>	<p>第9章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第66条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。</p>

<p>第9章 情報公開及び個人情報の保護</p> <p>(情報公開)</p> <p>第60条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。</p>	<p>第10章 情報公開及び個人情報の保護</p> <p>(情報公開)</p> <p>第67条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第61条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第68条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
<p>(公告)</p> <p>第62条 本会の公告は、電子公告による。</p> <p>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、福岡県内で発行される西日本新聞に掲載する方法による。</p> <p>3 本会の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時社員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。</p>	<p>(公告)</p> <p>第69条 本会の公告は、電子公告による。</p> <p>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、福岡県内で発行される西日本新聞に掲載する方法による。</p> <p>3 本会の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時代議員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、本会のホームページに掲載する。</p>
<p>第10章 支部組織</p> <p>(支部組織)</p> <p>第63条 本会は、社員総会の決議によって、市区町村又は複数市区町村を単位として、支部を置くことができる。</p> <p>2 支部は、本会の内部組織とし、設置単位の市区町村の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条及び第5条に定める事業を分掌する。</p> <p>3 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第11章 支部組織</p> <p>(支部組織)</p> <p>第70条 本会は、代議員総会の決議によって、市区町村又は複数市区町村を単位として、支部を置くことができる。</p> <p>2 支部は、本会の内部組織とし、設置単位の市区町村の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条及び第5条に定める事業を分掌する。</p> <p>3 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。</p>
<p>(支部長)</p> <p>第64条 支部に支部長を1名置く。</p> <p>2 支部長は、理事会の決議により別に定める方法により、原則として当該支部に所属する業務執行理事の中から選出する。</p>	<p>(支部長)</p> <p>第71条 支部に支部長を1名置く。</p> <p>2 支部長は、理事会の決議により別に定める方法により、原則として当該支部に所属する業務執行理事の中から選出する。</p>

<p>第11章 補 則</p> <p>(委任)</p> <p>第65条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第12章 補 則</p> <p>(委任)</p> <p>第72条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める</p>
<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 本会の最初の代表理事は、泉賢祐とする。</p> <p>4 この定款は、2014年6月22日から施行する。</p> <p>5 この定款は、2015年6月21日から施行する。</p> <p>6 この定款は、2015年6月26日から施行する。</p> <p>7 この定款は、2023年4月1日から施行する。</p> <p>8 この定款は、2025年3月20日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 本会の最初の代表理事は、泉賢祐とする。</p> <p>4 この定款は、2014年6月22日から施行する。</p> <p>5 この定款は、2015年6月21日から施行する。</p> <p>6 この定款は、2015年6月26日から施行する。</p> <p>7 この定款は、2023年4月1日から施行する。</p> <p>8 この定款は、2025年3月20日から施行する。</p> <p>9 この定款は、2026年12月●日から施行する。なお、本会の最初の代議員及び予備代議員は、第17条と同様の方法で予め行う代議員選挙において代議員及び予備代議員として選出された者とする。</p>

公益社団法人福岡県社会福祉士会 代議員総会運営規則（案）

規則第●号

2026年12月●日制定

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、代議員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 代議員総会の招集の手続等

（招集の手続）

第 2 条 代議員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- （1） 代議員総会の日時及び場所
- （2） 代議員総会の目的である事項
- （3） 書面によって議決権を行使することができる旨
- （4） 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- （5） 次に掲げる事項
 - ア 代議員総会参考書類に記載すべき事項
 - イ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ウ 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までに提出すべき旨
- （6） 次に掲げる事項が代議員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - ア 役員等の選任
 - イ 役員等の報酬等
 - ウ 事業の全部の譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 合併

（招集の通知）

第 3 条 代議員総会を招集するには、会長は、代議員総会の開催日の 2 週間前までに、代議員に対して書面でのその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、第 2 条各号に掲げる事項を記載するとともに、代議員総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

3 インターネット等の手段を用いて代議員総会を開催する場合は、インターネット等の手段を用いて代議員総会に出席し、審議に参加し、議決権を行使するための方法を明記しなければならない、

4 第 1 項の通知は、通知発出日の前月末における代議員名簿記載の住所宛てに送付するものとする。

第3章 代議員総会の開催

(代議員の出席)

第4条 代議員総会に出席する代議員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の出席)

- 第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員総会に出席しなければならない。
- 2 この法人の事務局職員は、代議員総会の事務運営を担うため、代議員総会に出席することができる。
- 3 選挙管理委員会委員は、役員又は代議員の改選又は選任が行われる際は、選挙事務を取り仕切るため出席しなければならない。
- 4 あらかじめ議長の了承を得た代理人等は、代議員総会に出席することができる。

(傍聴)

第6条 本会の正会員が代議員総会の傍聴を希望する場合は、予め法人事務局に所定の様式で申し込むことができる。ただし、予め設定した定員の範囲内で先着順受付とする。

第4章 代議員総会の議事

(議長の選出)

- 第7条 議長は代議員からあらかじめ選出される。
- 2 前項により議長に就任した代議員は、当該任期中に再度議長に就任することはできない。

(議長の権限)

- 第8条 議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
- (1) 代議員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 代議員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、代議員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

- 第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。
- 2 開会の宣言がされたときには、議場封鎖を行い、入場を制限する。
- 3 入場した代議員等は議長の休憩又は閉会の宣言があるまでは、再入場できない。
- 4 理事及び監事、事務局職員等は、前項の適用は受けない。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(定足数の確認)

第 1 1 条 議長は、代議員総会の開会に際し、事務局に出席した代議員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(出席した代議員数)

第 1 2 条 前条の定足数の確認及び第 1 8 条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した代議員数とする。

- (1) 出席した代議員本人の数
- (2) 議決権行使書が締切日の 1 7 時までには事務局に到着した代議員の数
- (3) 電磁的方法により締切日の 1 7 時までには議決権を行使した代議員の数

(議題の付議の宣言)

第 1 3 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 1 4 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 3 7 条の規定により代議員から招集の請求があった場合、同法第 4 3 条の規定により代議員から提案があった場合、同法第 4 4 条の規定により議案の提出があった場合、又は第 4 9 条第 3 項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその代議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第 1 5 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 1 6 条 代議員は、代議員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、代議員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第 1 7 条 代議員総会の議長が、その代議員総会において出席代議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出できない。

- 2 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 3 前項の動議が決議されたときは、事務局長が仮議長となり、その代議員総会の議長を出席代議員の中から選出する。
- 4 前項により新しく選出された議長に対しては、再度議長不信任動議を提出することはできないものとする。

(採決)

- 第18条** 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補につき採決を行わなければならない。
 - 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
 - 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
 - 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したのものとして取扱う。
 - 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
 - 7 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(採決結果の宣言)

- 第19条** 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

- 第20条** 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

- 第21条** 代議員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。
- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
 - 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。
 - 4 延会又は継続会の日は、当初の代議員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

- 第22条** 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第23条** 代議員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び代表理事(会長)はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

- 第24条** 議長は、欠席した代議員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅

滞なく報告するものとする。

- 2 代表理事（会長）は、代議員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報に掲載するものとする。

第5章 事務局

（事務局）

- 第25条 代議員総会の事務局は、本会の事務局長がこれを行う。

第6章 雑則

（改廃）

- 第26条 この規則の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、2026年12月●日から施行する。

別表（第 23 条関係）

代議員総会議事録記載事項

1. 開催された日時及び場所
2. 議事の経過の要領及びその結果
3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
4. 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、代議員総会に報告したとき
 - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
 - (5) 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時代議員総会において意見を述べたとき
 - (6) 会計監査人が出席要求に基づき定時代議員総会に出席して意見を述べたとき
5. 代議員総会に出席した理事、監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録の作成に係る職務を行った事務局長の氏名

公益社団法人福岡県社会福祉士会 役員及び代議員選出規則（案）

規則第●号

2026年12月●日制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第15条、及び第32条に基づき、理事及び代議員の選出に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2章 役 員

（定数）

第2条 理事及び監事の定数は、定款第32条に定める通りとする。

第3章 代議員

（代議員数）

第3条 代議員の数は、定款第15条第2項の規定に従い、概ね正会員50人に1人の割合で選出する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員総数は、100人以内とする。

（代議員数の変更）

第4条 本会は、以下の場合において代議員数を変更することができる。

- (1) 会員数が増減したとき。
- (2) その他理事会が、代議員数の変更が必要と認めたとき。

第4章 役員を選出

（役員選出年）

第5条 本会は、西暦偶数年に開催する定時代議員総会で役員を選出する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が欠け補充が必要と会長が判断したときは、その限りではない。

（理事の区分と定数）

第6条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 会員理事 13人以上18人以内
 - (2) 外部理事 2人
- 2 前項第2号に規定する外部理事とは、定款第8条に定める本会の会員でない理事をいう。

（監事の定数）

第7条 監事の定数は、2人以上3人以内とし、内1人は正会員が含まれるものとする。

（候補者選出方法）

第8条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 立候補制とする。
 - (2) 外部理事 理事会の議決により候補者を選出する。
 - (3) 会員監事 理事会の議決により候補者を選出する。
 - (4) 外部監事 理事会の議決により候補者を選出する。
- 2 前項第2号の外部理事候補者の選出基準については、理事会において別に定める。
- 3 代議員は、理事として立候補することはできない。
- 4 代議員は、監事に選出されないものとする。

(役員の選任)

第9条 役員を選任は、代議員総会の決議をもって行う。

(委任)

第10条 役員具体的な選出手続きや方法等の細目は、理事会において別に定める。

第5章 代議員の選出

(代議員改選年)

第11条 本会は、西暦奇数年に代議員を改選する。

(代議員の選出)

第12条 本会は、所属する正会員の中から、本会に所属する正会員により公平な選挙によって代議員及び予備代議員を選出する。

2 理事又は監事は、代議員候補者の推薦又は代議員に選出されないものとする。

(代議員の選任)

第13条 代議員の選任は、前条の代議員選挙結果に基づき、代議員総会において了承するものとし、任期は定時代議員総会の終結の時からとする。

(委任)

第14条 定款第17条に定めるほか、代議員の具体的な選出手続きや方法等の細目は、理事会において別に定める。

第6章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第15条 本会は、役員及び代議員の選挙全般の事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の設置及び運営については、理事会において別に定める。

(兼職の禁止)

第16条 選挙管理委員会委員は、本会の理事又は監事及び代議員を兼ねることはできない。

(推薦の禁止)

第17条 選挙管理委員会委員は、理事候補者及び代議員候補者を推薦することはできない。

第7章 雑則

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

附 則

1. この規則は2026年12月●日から施行する。